

陳述書

27期生2000年度(平成12年度)後期生徒会執行部副会長
27期生2001年度(平成13年度)前期生徒会執行部会計
27期生2001年度(平成13年度)前期生徒会執行部保健委員長
27期生2001年度(平成13年度)前期生徒会執行部生徒会長

本件処分について私たちが申し立てること

私たちは、府教育委員会によって高槻南高校と島上高校の統廃合案が提出された当時の高槻南高校の生徒です。いずれも2000(平成12)年度後期と2001(平成13)年度前期生徒会執行部の役員をしておりました。

先に提出された原告側訴状と第1から第4の準備書面のうち、意見表明権や府教育委員会の説明責任にかかわる2001年8月31日から11月16日前後についての申し立てのすべての事実と経過は、当時、全校生徒の代表として、校長先生や教頭先生及び府教育委員会と様々なやり取りと対応を行ってきた私たちの体験と記録により確認された紛れもない事実です。

陳述するにあたり、はじめに、当時生徒会執行部の生徒会長だった田淵法明以下、主だったもの連名でこのことを確認し、誓って裁判所にお申し立ていたします。

原告ら訴状や準備書面における事実と経過

私たちは、2001年当時の事実と経過を詳しく確認し、かつ「被告側答弁書や準備書面(1)」をみんなでよく読んだ上で、それぞれの体験と記憶、記録をつき合わせ、当時の生徒会顧問の先生方にも、一つひとつ確認をお願いして、原告側の訴状や準備書面を通じて、間違いのない事実のみを申し上げます。その一つひとつは、私たち生徒の脳裏に焼きついて、決して生涯忘れることのできない事実ばかりです。

またそこに書かれた原告生徒たちの主張は、当時と現在の私たちの疑問や怒り、悲しみをありのままに述べたものばかりです。

当時の高槻南高校の生徒の中で、原告生徒らの訴状や準備書面に、事実と反することが書かれている、と言う者は一人もいないでしょう。

被告らの準備書面(1)を見ますと、例えば体育祭のメール交換への妨害にかかわっ

て、「一部の生徒が企図した」などといって、一部生徒の不適切で行き過ぎた行動のような描き方をしていますが、当時、全ての生徒の思いは一つでした。私たちはみな高槻南高校の生徒だからです。自分の学校の廃校に賛成する生徒がいるわけがありません。このようなゆがんだ言い方には、みんな本当に残念で悔しい思いをしています。

今もない生徒への説明という問題について

統廃合案が発表され、そして府教育委員会議で統廃合=廃校が、正式決定してから2年以上が経過しましたが、当時の私たちの疑問や怒り、悔しさは消えることなく今日に至っています。何ひとつ納得できないまま、現実には母校が廃校にむかっている姿を目の前にするのは、非常につらく苦しいものです。

特に多くの部活動が廃部や休部を余儀なくされ、後輩のいなくなった29期生、30期生たちのことを考えると、とてもつらくやりきれない思いです。高槻南高校は素晴らしい学校なのに、そして何より必要な学校なのに、何故なくならなければいけないのか、本当にわかりません。

とりわけ、対象校の選定理由についての説明は納得のできるものではなく、「生徒向けの説明会」については「前向きに検討する」という言葉が、府教育委員会の事務局によって繰り返されましたが、もうすでに明らかなように、今日まで説明会はありません。

「なぜ高槻南なのか」を教えてほしい、私たちの訴えを聞いてほしい、直接話しがしたい、という気持ちは、当時、色々な事実が明らかになるに連れて、日に日に大きくなっていったのです。私たちは学校の当事者であるのに、きちんと説明をしてもらうことも、きちんとした場で、意見を聞いてもらうこともできないあの歯がゆい思いや悔しさは、今でも消えることはありません。

私たちの高校のことであるのに、ここに通っているのは他にもない私たち自身なのに、なぜもっと訴えを聞いてもらえないのか、なぜ説明会が開かれないのか。

私たち生徒が、あくまでもこれを求め続けたのは、校長先生の短い話でも、府教育委員会の簡単な選定理由や資料だけでも、どうしても理解と納得ができなかったからです。生徒みんなには、わからないことがたくさんあったからです。自分たちの通う高校が廃校にされる本当の理由を私たちが知ることは、当然のことであり、それは最低限のことです。

10月10日や11月3日の教育委員会事務局による説明会への参加を私たち生徒が求めることも、当事者として当然のことだと思います。生徒にだって自分たちの勉強する場である学校のことについて言う権利があります。

学校は、生徒一人ひとりが、先生たちと一緒にあってつくり上げてきた大切な場なのです。高槻南高校は特にそういう想いや絆の深い学校です。そのようなことをまったく無視して、自分の愛する学校を廃校にするという案を、まったく変更する余地のない形で一方的に公表され、決定されたのです。本当に社会的にありえないやり方だと思いま

す。廃校にしておいて、「発展させる」のだという口実も、高槻南高校と関係のない人たちの判断に基づくものばかりで、そんな勝手なことが通用するというのは、どうしても納得がいかないし、どこでもありえない話だと思います。

学校では、私たちの権利や義務、子どもの権利条約で規定する諸規定を学びました。子どもも生徒も権利を持った主体であるということは、本当に当たり前のことと考えられるようになったこの社会で、府教育委員会に、私たちが、統廃合という母校の死活にかかわる問題で、法律や国際条約に適う最低限の扱いをなされなかった悔しさは忘れられません。

提案するなら提案するで、学校に関係のないごく一部の意見で一方向的に決めるのではなく、学校に関係するみんなの意見を聞き、その要望や提案を府教育委員会の計画案にそれなりに反映したり、修正したりして決めていくというのが常識だと思います。そういう前提で提案してほしいと思います。府教育委員会のやり方は、社会の普通のルールに本当に反していると思います。どんな団体でも、組織でも、グループ、生徒会、クラブでも、このような手続をふまなければ批判されますし、結論は無効になり、再審議となるはずです。

こんな当たりまえのルールが、府教育委員会には、何を言っても、どうしてもまったく通じないということが、私たち生徒にとっては、歯がゆく理解できないことでした。私たちが、裁判所に訴え出て審議をお願いしていることも、このようないい加減なことで、学校が廃校にされていいのかということを訴えたいためです。こんな生徒や学校も無視した乱暴なこと、いい加減なことで、悲しく、つらい目に合わされる生徒は、私たちが最後にしたい、そういう必死の思いで裁判所に訴えでました。

府教育委員の皆さんへ

府教育委員の方々には、府教育委員会事務局からの限られた情報だけで強引に議論を進め、さまざまな意見、特に私たち当事者の訴えを聞こうという姿勢が感じられませんでした。廃校にしようとしている高槻南高校に来て、その学校を実際見てほしい、生徒たちと話をしてほしい、という切実な要望や願いを無視して、閉鎖的なその会議で、いとも簡単に高槻南の廃校を決定したその責任は非常に大きいと思います。

府教育委員の方々、府教育委員会事務局が示した、会議室のわずかの審議の中だけでは、評価・判断のつけようがない不十分な資料の上だけで下した結論は、生徒にとってこの上なく大切な学校を事務的に廃校とただけではなく、私たちの心を深く傷つけて続けています。皆さんの決定とは、そういうことをもたらすものだということをわかって下さい。

府教育委員の方々、机上で下した決定は、高槻南高校の30年の歴史や伝統を、何の正当な理由もなく断ち切るものでした。この30年という間に、高槻南高校では多くの人がその大切な青春時代を過ごし、高槻南高校で得た財産を抱えて、新たな世界に旅立

っていきました。

高校は多くの人にとって、大切な生活の場であり、二度とない高校生という大切な時間を大切な人たちと過ごしたさまざまな思い出の詰まった場所であり、「大切なもの」なのです。その大切な高槻南を、多くの人から愛されている高槻南を、このような理不尽な形でつぶされることが、悔しくて悔しくてなりません。

繰り返し強調しておきますが、私たちは納得していません。母校がなぜ廃校にされなければならないのか、当事者の私たちは、今なおまったく理解できないということを忘れないでください。社会的に意義あることでなら納得もできますが、そうでない廃校処分は、とうてい納得も理解もできません。

裁判長はじめ裁判官の皆さんにお願いしたいこと

当時、生徒に「説明会を検討する」と約束しながら、現在、裁判所に申し立てている被告側の言い分では、いつのまにか生徒に対しては、「説明をした」ということになっています。これは、いったいどういうことでしょうか。

府教育委員会の皆さんは、当事者の多くが卒業生して、もう学校にいないから、何を言っても、分からないとでも思っているのでしょうか。

当時、集めた署名提出に府庁へ行ったり、説明会開催を求める応接の場における私たち生徒代表と府教育委員会事務局職員のやり取りを「説明」とすり替えられています。これでは、府教育委員会には最初から正確な説明をする気がなかったと思わざるをえません。「他の要件のついでの場合」は、説明会ではないのです。

私たちは、被告らの申し立てを知って、府教育委員会は、説明する責任を自覚しながら、説明会をまともにする気がなく、「説明した」と後でいえる「言い訳や口実づくり」に躍起になっていたのだと、今になって思うに至りました。

私たち生徒には、府教育委員会は、「生徒や学校のことを考えてくれているはずだ」、「高南のことを知ったらわかってくれるはずだ」と、最後まで信じる気持ちがあったのです。今となっては、本当に裏切られた思いです。このようなことが、あっていいのでしょうか。

それが果たされなかった今、府や教育委員会に対する強い不信感と怒りの気持ちが、私たち心の中から消えることはありません。

生徒の教育や人権に直接責任をもつ府教育委員会が、私たち生徒の人格や人権をこれほど軽んじてよいのでしょうか。

この陳述書に名前を記することができた者はほんのわずかですが、この思いは、当時高槻南高校に在籍した生徒、高槻南高校を愛するすべての人々に共通して変わらないものです。

一人一人が、自分のこの声で、自分の名前で、自分のこのわが身で、世間の人々にこ

の理不尽さと間違いを訴えたい。そういう衝動とつよい想いや願いをもっています。

こんなひどいことでも、生徒たちが訴えなければ、すべて泣き寝入りで、通ってしまいます。裁判所には、こんなひどいことをきちんと裁いてほしいと思います。

山田裁判長様はじめ裁判官の皆様、子どもや生徒の権利や意見が大切にされる21世紀の社会にふさわしい道理を尽くした正しいご審理と判決をお願い致します。大阪府や府教育委員会が同じ過ちを繰り返さないように、生徒を守る判決とご判断をお願い申し上げます。 以上